

事務連絡  
平成 31 年 4 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課長  
各都道府県私立学校担当課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局財務課長

### 文部科学省が行う調査に係る年間調査計画書等の送付について

文部科学省では、平成 20 年度から文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の見直しに取り組んでおり、その一環として、各教育委員会や各校の皆様があらかじめ年間の見直しをもって対応することができるよう、年間調査計画等を取りまとめて送付しております。この度、平成 31 年度における年間調査計画書等を取りまとめたので送付いたします。

今回、学校への調査・照会の負担軽減の観点から、以下の見直しを行いました。

- ・「特別支援教育に関する調査」の実施頻度の見直し
- ・「英語教育実施状況調査」の学校質問用紙の項目の削減
- ・その他、回答にかかるオンライン手法への変更等、調査内容等の見直し

各教育委員会等におかれては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知）も踏まえ、独自に学校を対象に行う調査について、文部科学省が実施する調査との重複排除を図るとともに、学校の負担軽減に向けた見直し等の取組を引き続きお願いします。とりわけ、各教育委員会による調査の実施にあたっては、調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択肢，WEB フォーム等）の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うとともに、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合について、調査項目の重複排除等報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるなどの取組をお願いします。

各教育委員会におかれては所管の学校に対し、周知をお願いします。また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るようお願いします。各都道府県私立学校担当におかれては所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては認可した学校に

対し、各国公立大学法人におかれては附属学校に対し、周知をお願いします。

文部科学省としては、次年度以後も、文部科学省が学校現場を対象として行う調査について、調査頻度の見直しや調査項目の削減等を一層行っていく予定です。

(参考)

- ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月25日、中央教育審議会答申) (抜粋)
- ・学校における働き方改革に関する取組の徹底について(平成31年3月18日、文部科学事務次官通知) (抜粋)

[担当]

初等中等教育局財務課

校務調整係(中・波多野・今川)

(電話) 03-5253-4111 (内線 3704)

(メールアドレス) [hyo-ka@mext.go.jp](mailto:hyo-ka@mext.go.jp)



## 各 担 当 の 連 絡 先

No.	平成31年度実施予定調査	担当連絡先 (代表:03-5253-4111)
1	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 情報整備担当 (内線:2382)
2	学校保健統計調査	総合教育政策局 調査企画課 専門調査係 (内線:3240, 2262)
3	学校教員統計調査	総合教育政策局 調査企画課 縦断調査係 (内線:3252, 3251)
4	学校基本調査	総合教育政策局 調査企画課 学校基本調査係 (内線:2264)
5	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導調査分析係 (内線:3208)
6	地方教育費調査	総合教育政策局 調査企画課 統計情報分析係 (内線:2266)
7	全国学力・学習状況調査	総合教育政策局 調査企画課学力調査室 学力調査企画係 (内線:3726)
8	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	スポーツ庁 政策課 学校体育室体育振興係 (内線:2649)
9	公立高等学校等における教育課程の編成・実施状況調査	初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室 審議・調整係 (内線:2369) 初等中等教育局 児童生徒課 キャリア教育・進路指導担当 (内線:4728)
10	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 学校安全係 (内線:2917)
11	学校給食栄養報告	初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食係 (内線:2694)
12	体罰の実態把握に係る報告	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室生徒指導企画係 生徒指導調査分析係 (内線:3298・3208)
13	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課キャリア教育・進路指導担当 (内線:4728)
14	幼児教育に関する実態調査	初等中等教育局 幼児教育課 企画係 (内線:2361)
15	特別支援教育に関する調査 ①特別支援教育体制整備状況調査 ②通級による指導実施状況調査 ③医療的ケア実施状況に関する調査	初等中等教育局 特別支援教育課 ①については支援第二係(内線:3255) ②については企画調査係(内線:3195) ③については支援第一係(内線:3967)
16	英語教育実施状況調査	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 外国語教育推進室 企画調整係 (内線:3785)
17	薬物乱用防止教室開催状況等調査	初等中等教育局 健康教育・食育課 (薬物乱用防止教室開催状況調査について)保健管理係(内線: 2976) (がん教育実施状況調査について)がん教育推進係(内線:2918)

◆「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」  
(平成31年1月25日、中央教育審議会答申)(抜粋)

別紙2

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑤ 調査・統計等への回答等

- 文部科学省は地方公共団体に対し、調査・統計等を実施しており、各学校の設置者も、学校現場や児童生徒の実情を適切に把握する観点から、調査・統計等を実施している。さらに、様々な主体の求めに応じ、学校の状況を逐次把握するために調査等が行われる場合もある。

政府の統計改革推進会議でも、統計を積極的に利用した証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進の必要性と同時に、報告者負担の軽減が掲げられており、こうした方向性に即して、調査・統計等の不断の見直しを進めなければならない。

- 精査を十分に進めた上で、必要な調査・統計等への回答は学校が担わざるを得ないが、教師の専門性に深く関わるもの以外については事務職員等が中心となって回答し、「教師以外の者が担うべき業務」とすべきである。

各教育委員会においては、学校への調査・照会について、対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うとともに、首長部局が行う調査についても、同様の配慮を働きかけるべきである。

◆学校における働き方改革に関する取組の徹底について

(平成31年3月18日、文部科学事務次官通知)(抜粋)

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

イ 調査・統計等への回答等

教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。また、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合についても、調査項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるとともに、調査結果が調査対象校に共有されるよう取組を進めること。

首長部局や地域の研究機関、民間団体が実施する学校宛ての調査や出展依頼、配布依頼等への対応業務を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない児童生徒等への周知方法の検討などの協力を要請すること。また、民間団体等からの依頼等について、教育委員会から学校に連絡する際は、真に効果的で必要なものに精選すること。